

先着順による県有財産買受申込募集要領

令和元年11月21日

先着順による県有財産売払の買受申込みにあたっては、この募集要領及び別添県有財産売買契約書（案）の記載事項を承知するとともに、物件調書等を参考に必ず現地を確認したうえで申し込みください。

1 売却物件名

名 称	県有財産（林業研究所旧採穂園）
所 在 地	津市白山町二本木字北和知野3886番2
区 分	土地
種類または構造	原野（登記）、雑種地（現況）
面積等の数量	実測面積：1,908.20㎡ 公簿面積：1,908㎡
最低売却価格	<u>金6,410,000円</u>
その他の情報	都市計画区域外

2 物件に関する注意事項

(1) 現地調査等

- ・現地説明会は開催しませんので、先着順による県有財産買受申込者（以下「申込者」という。）ご自身において、必ずあらかじめ現地を確認してください。
- ・この募集要領及び「物件調書」は売却物件の概要です。買受申込みを行う前に、必ず申込者ご自身において、現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行ってください。
- ・募集要領及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

(2) 物件の引渡し

- ・物件は現況のままで引き渡します。
- ・図面と現況が相違している場合、現況が優先します。
- ・電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などに関する負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切、三重県では行いません。
- ・上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みに際して、既存の埋設管等の補修・撤去や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、三重県では補修・撤去

や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。

- ・地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査、電波障害の調査は原則として行っておりません。
- ・越境物の処理については、三重県は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。（契約後に判明した場合も同様です。）
- ・物件内にある工作物やゴミの撤去は、三重県では行いません。

3 申込資格

先着順の県有財産売払の買受申込みができる者は、以下の条件を全て満たす者とします。法人にあっては、役員全員について条件を満たすことが必要です。

- (1) 申込みに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 次の①から⑦までのいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者
 - ② 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益等を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用する等している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員
- (4) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (5) 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

<参考：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）>

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

<参考：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）>

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

4 申込方法

県有財産買受申込書に必要事項を記入、押印したうえで、添付書類を添えて持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）により申し込んでください。なお、普通郵便並びに電話、ファクシミリ及び電子メールによる申し込みはできません。

(1) 提出書類

① 県有財産買受申込書（別添 第1号様式）

- ・ 申込書に押印する印鑑は、印鑑登録証明書と同じものを使用してください。
- ・ 複数名による共有名義での申込みは受け付けません。
- ・ 買受希望金額が契約希望額となります。（今回の受付は、土地のみの売買ですので、

消費税及び地方消費税は非課税です。)

- ② 誓約書（別添 第2号様式）
- ③ 住民票の写し（法人の場合は、法人登記簿謄本又は登記事項証明書）
（発行から3か月以内のもの。）
 - ・ マイナンバーが記載されていないものが望ましい注)「住民票の写し」とは、いわゆる窓口で発行される住民票のことで、コピーという意味ではありません。
- ④ 印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの。）
 - ・ 県有財産買受申込書に押印した印鑑について、印鑑登録証明書を提出してください。
- ⑤ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額がない証明用）」の写し
 - ・ 所管税務署が過去6か月以内に発行したもの
- ⑥ （三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者及び県内に住所のある個人の場合）
「納税確認書」の写し
 - ・ 三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したもの
 - ・ 使用目的は「入札等に参加するため」としてください。
- ⑦ （申込者が個人の場合）市（区）町村で発行される「身分証明書」
 - ・ 発行から3か月以内のものとしてください（写し可）。
- ⑧ （申込者が個人の場合）法務局で発行される「登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人とする記録がない）」
 - ・ 発行から3か月以内のものとしてください（写し可）。
- ⑨ （申込者が法人の場合） 法人役員名簿（別添 第3号様式）
 - ・ 法人登記に記載の役員の全員について、記載してください。

(2) 申込場所

申込先は、次のとおりです。持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）により申し込んでください。なお、郵送の場合は、申込書類が三重県農林水産部農林水産財務課へ到達した日を、申込みがあった日として取り扱いますのでご注意ください。

① 持参する場合

三重県庁6階

三重県農林水産部農林水産財務課 経理班

② 郵送で申し込む場合

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課 経理班 あて

※郵送による申込みの場合は、必ず一般書留郵便又は簡易書留郵便により申し込んでください。

(3) 申込受付期間及び受付時間

令和元年11月21日（木）から令和2年2月28日（金）までの期間
土・日・祝日等閉庁日以外の日
午前9時00分から午後5時00分（ただし、正午～午後1時を除く）

※契約の相手方が決定したときは、その時点をもって受付を終了します。申込みに当たっては、申込みの受付が終了していないかどうか、あらかじめ電話等でご確認していただいた上でお申し込みください。

(4) 申込みに当たっての注意点

郵送での申込みについては、受付期間内の受付時間内に申込先へ4(1)の提出書類が到達した場合に、その日の到達として取り扱います。週末、夜間等の受付時間外に庁舎等へ4(1)の提出書類が到達した場合は、まだ申込先へ到達していませんので、次の受付日（開庁日）の到達として取り扱うこととなりますのでご注意ください。なお、郵送で申し込む場合は、投かん後に、その旨を10頁に記載の申込み事務担当所属へ必ず連絡してください。

また、インターネットメールなど原本が届かない方法による申込みは無効となります。

なお、提出書類等に不備があった場合は、到達しても申込みがあった日とはみなしません。

5 申込書類の審査・受理

(1) 手順

提出いただいた申込書類については、その書類等に不備がないかを確認し、適正であると認めるときは先着順で受理を行います。なお、受理後、申込資格等の事後確認に一定の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。また、事後確認の際に、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

(2) 受理の順位に関するルール

同日に二以上の申込みがあり、これを受理したときは、受理時間にかかわらず同順位で受理したものとして取り扱います。

第一順位で申込みを受理された申込者が資格確認で不適格になった場合に備えて、第二順位以降の申込みについても受理する場合があります。

6 契約の相手方の決定

(1) 一の売却物件に対して、第一順位の申込みが1件の場合

申込資格等の事後確認ができた申込者を、契約の相手方に決定します。

(2) 一の売却物件に対して、第一順位の申込みが複数ある場合

① 買受希望金額が異なる場合

申込資格等の事後確認ののちに、買受希望金額の最も高い申込者を、契約の相手方に決定します。

② 買受希望金額が同一の場合

申込資格等の事後確認ののちに、当該申込者又はその代理人によるくじ引きにより契約の相手方を決定します。この場合は、三重県からくじ引き実施日及びくじ引きの方法について再度連絡します。

(3) 順位の繰り上げ

① 申込者が、申込資格要件を満たさないことが判明した場合は、その申込みは無効とします。

② 第一順位の全ての申込みが無効となった場合は、第二順位以降の申込みの順位を繰り上げることとします。

(4) 契約の相手方を決定した場合は、その旨を通知するとともに、申込受付を終了します。

7 契約の締結等

(1) 契約の相手方の決定を行った日から30日以内に契約を締結しなければなりません。なお、契約は「申込者」名義で締結します。

(2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(3) 契約金額は、県有財産買受申込書に記載された買受希望金額となります。(今回の受付は、土地のみの売買ですので、消費税及び地方消費税は非課税です。)

(4) 契約金額のほか、契約及び所有権の移転に係る費用(収入印紙、登録免許税等)は、契約を締結した者(以下「買受者」という。)の負担となります。

(5) 契約の相手方の決定を受けた者が30日以内に契約の締結に必要な書類を提出しない場合は、契約の相手方決定を取り消します。

(6) 契約手続きは、10頁に記載の契約事務担当所属に記載する所属で行います。

8 契約保証金

契約の相手方の決定を受けた者は、契約の締結に先立ち、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額をあらかじめ納付していただきます。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお契約保証金については、利息を付しません。

9 売買代金の納入

(1) 契約金額から契約保証金を除いた残額を契約の際、三重県が発行する納入通知書（払込書）に記載されている期限までにお支払いいただきます。なお、契約保証金については、売買代金に全額充当します。

その他契約条項の定めるところによります。

(2) 契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合は、売買契約を解除します。その際、契約保証金は三重県に帰属することになり、お返ししませんので、ご注意ください。

10 所有権の移転等

(1) 売買物件の所有権は、売買代金を納入したときに移転します。また、所有権が移転したときに物件は現況のまま引き渡されます。（図面等と現況が相違している場合は、現況が優先します。）

(2) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認後、三重県が管轄法務局に嘱託しますが、買受者は、所有権移転登記嘱託請求書に登録免許税相当額の収入印紙（又は現金領収書）及び住民票の写し（発行から3か月以内のものでかつ、マイナンバーが記載されていないもの）を添えて提出いただきます。なお、法人の方は会社法人番号等を申請書類で確認するため、住所を証する書類の提出は必要ありませんが、所有権移転登記嘱託請求書に登録免許税相当額の収入印紙（又は現金領収書）を添えて提出して下さい。

(3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は買受者の負担となります。

(4) 買受者は、買受物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

11 特約

(1) 売却物件については、以下のとおり用途の制限を契約に付しますので、ご注意ください。

① 買受者は、契約締結の日から5年間売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供することを知りながら、当該所有権を第三者に移転し若しくは売却物件を第三者に貸してはいけません。

② 買受者は、売却物件を暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供することを知りながら、当該所有権を第三者に移転し、若しくは売却物件を第三者に貸してはいけません。

③ 買受者が上記に定める義務に違反したときは、売買代金の10分の3に相当する額を違約金として支払っていただきます。

(2) 用途制限の履行確認のため、必要があると認めるときは、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を買受者に求める場合があります。

(3) 買受者が正当な理由なく(2)に規定する実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、売買代金の10分の1に相当する額を違約金として

支払っていただきます。

12 瑕疵担保責任

(1) 契約締結後、引渡しの日から2年以内に本物件に隠れた瑕疵を発見した場合には、速やかに契約事務担当所属まで申し出てください。

(2) 上記(1)の申し出を受け、県が民法第570条に規定する隠れた瑕疵に当たると判断した場合は、県（原因者を含む。）と買受者において瑕疵の是正について協議を行います。

ただし、県は、申し出の内容が買受者の利用計画に支障を及ぼさない（契約の目的が達成できる）場合は、責任を負いません。

なお、県（原因者を含む。）と買受者との協議の結果、瑕疵を買受者において是正することとした場合には、是正に要すると認められる費用を県が支払うこととします。この際の費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。挙証資料とは以下の資料をいいます。

ア. 瑕疵の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）

イ. 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）

ウ. その他県が指定する資料（例えば、工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

② 費用の支払額は、県が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。費用算定の基準としては、県が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定します。

③ 費用の支払額は、売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません。

④ 費用の支払いに当たっては、県の会計制度上、別途予算措置等の手続きが必要となり、時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 是正等に要する費用が多額の場合には、売買契約の解除を含めて対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

13 申込み及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、買受者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 買受者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 契約事務担当所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、買受者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- (1) 本件申込みの事項（申込手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の申込み・契約に関する一切の事項）に関し疑義がある場合は、申込み前に申込み事務担当所属又は契約事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。申込み後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

（※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。）
- (2) 申込者は、先着順による県有財産買受申込みにあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、物件調書等に基づき適正な申込みを行わなければなりません。不正な申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。
- (3) 買受者は、物件調書等に記載された内容を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (4) 買受者は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (5) 物件の引き渡しは現況のままで行いますので、各自で必ず現地を確認してください。なお、物件には、看板が設置されています。
- (6) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、足元が悪い場合もありますので注意してください。
- (7) 土地の利用や建物の建築に当たっては、建築基準法や所在自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、必ず事前に、関係機関にご確認ください。
- (8) 売買契約締結の日から売却物件の引き渡しの日までの間に、三重県の責めに帰すことができない理由により、売却物件に滅失、き損等の損害を生じた時は、その損害は買受者の負担とします。
- (9) 買受者は、売買契約に定める義務を履行しないために三重県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (10) 売却物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。
- (11) その他申込み、契約に関して必要な事項は、三重県会計規則（以下、「規則」という。）に規定するところによります。

■ 申込みに関するお問い合わせ先（申込み事務担当所属）

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

農林水産部 農林水産財務課 経理班 担当 奥山

電話 059-224-2505 FAX 059-224-2521

■ 契約に関するお問い合わせ先（契約事務担当所属）

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

農林水産部 森林・林業経営課 森林計画班 担当 福岡

電話 059-224-2564 FAX 059-224-2070

■ 土地情報に関するお問い合わせ先（土地関係担当所属）

〒515-2602

三重県津市白山町二本木3769-1

三重県林業研究所 企画調整課 担当 中西

電話 059-262-0110 FAX 059-262-0960

< 申込みに際しての注意事項 >

1 本項目は買受申込みに必要な資格となります。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 次の①から⑦までのいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者
 - ② 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益等を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用する等している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(4) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

(5) 三重県物件関係落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

2 申込者は、資格確認等のため次の書類を県有財産買受申込書（別添 第1号様式）（以下「申込書」という。）と併せて申込み事務担当所属に提出してください。

(1) 誓約書（別添 第2号様式）

(2) 住民票の写し（法人の場合は、法人登記簿謄本又は登記事項証明書）
（発行から3か月以内のもの。）

・マイナンバーが記載されていないものが望ましい

(3) 印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの。）

・申込書に押印した印鑑について、印鑑登録証明書を提出してください。

(4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額がない証明用）」（所管税務署が過去6か月以内に発行したもの。）の写し

(5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者及び県内に住所のある個人にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したもの。）の写し

(6) （申込者が個人の場合）市（区）町村で発行される「身分証明書」

・発行から3か月以内のものとしてください。（写し可）

(7) （申込者が個人の場合）法務局で発行される「登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人とする記録がない）」

・発行から3か月以内のものとしてください。（写し可）

(8) （申込者が法人の場合）法人役員名簿（別添 第3号様式）

・法人登記に記載の役員の全員について、記載してください。

3 申込書に記載する「2 買受希望金額」は契約希望額としてください。（今回の受付は、土地のみの売買ですので、消費税及び地方消費税は非課税です。）提出した申込書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

4 申込み事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。

5 同一物件に対して第一順位で同額の申込みが二以上ある場合は、申込資格等の事後確認のちに、当該申込者又はその代理人によるくじ引きにより契約の相手方を決定します。

くじ引きを実施する際には、三重県から当該申込者に対して、くじ引き実施日及びくじ引きの方法について改めて連絡します。

6 規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した申込みは無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、第一順位の申込者の申込資格の確認ができないときは、その者の申込みは無効と

取り扱います。

(無効要件)

次に該当する申込みについては、その者の申込みを無効とします。

- (1) 申込資格のない者が申込みしたとき。
- (2) 申込みに際して談合等の不正があったとき。
- (3) 申込者が別途定めた期間までに申込書を提出しないとき。
- (4) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (5) 最低売却価格に満たない金額による申込みをしたとき。

7 契約相手方決定通知後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

8 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生(再生)手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者(更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る)が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。

なお、契約保証金については、契約代金に全額充当します。

9 契約締結権者は、買受者が暴排要綱第3条若しくは第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたとき、又は暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず警察への通報若しくは発注者への報告を怠り著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるときは、契約を解除することができるものとします。

10 買受者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- (3) 契約事務担当所属に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

11 契約締結権者は、買受者が10の(2)又は(3)の義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 契約書の作成及び提出については、規則第76条及び第77条によります。

13 申込募集要領及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

14 申込募集要領に記載がない事項については、規則に定めるところによります。